

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年6月21日

島根県知事 殿



提出者
住 所 島根県出雲市塩冶町89-1
氏 名 国立大学法人島根大学医学部
医学部長 鬼 形 和 道
電話番号 0853-23-2111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	国立大学法人島根大学医学部
事業場の所在地	島根県出雲市塩冶町89-1
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大学，一般病院
② 事業の規模	600床
③ 従業員数	2,009人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙「管理体制図」のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・管理部門において、毎月の感染性産業廃棄物発生量を塵芥処理委託業者からの報告によって把握し、排出量を特別管理産業廃棄物管理責任者を始め各区域の管理責任者に通知。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・管理部門において、日々の感染性産業廃棄物発生量を処理委託業者から提出されるマニフェストによって把握し、排出量を特別管理産業廃棄物管理責任者を始め各区域の管理責任者に通知。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・別紙の特別管理産業廃棄物について、特別管理産業廃棄物の種類及び分別について定めた規則及びマニュアルに従い、適切に分別、保管を実施。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・上記内容を継続して実施。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない。		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	（今後実施する予定の取組） 特に実施する予定なし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・令和4年9月までは、焼却可能な感染性産業廃棄物は院内での焼却処理を実施。焼却炉の老朽化により、令和4年10月以降は院内での焼却処理が不可となったことから、全ての感染性産業廃棄物について業者への処理委託を実施。✓		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	・引き続き、全ての感染性産業廃棄物について処理業者へ処理委託を実施する。✓		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組) ・特に実施する予定なし。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・廃棄物処理法に定められた委託基準に従い、特別管理産業廃棄物を委託できる業者を選定、書面による契約を実施。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・可能な限り優良認定処理業者から選定する。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和４年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	373.639 t	
	(今後実施する予定の取組) ・令和２年４月以降，電子情報処理組織の使用を開始した。		
※事務処理欄			

備考

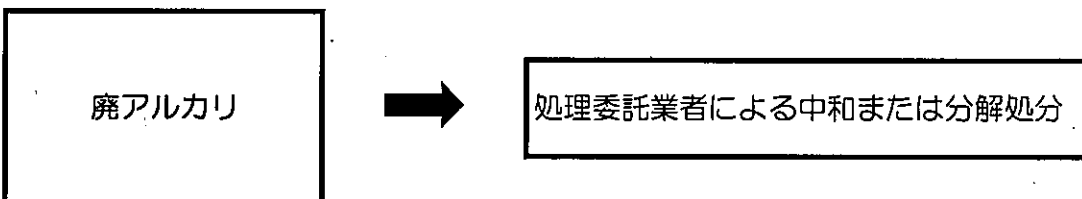
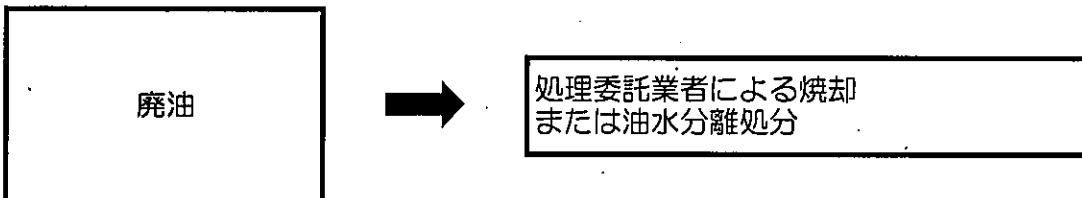
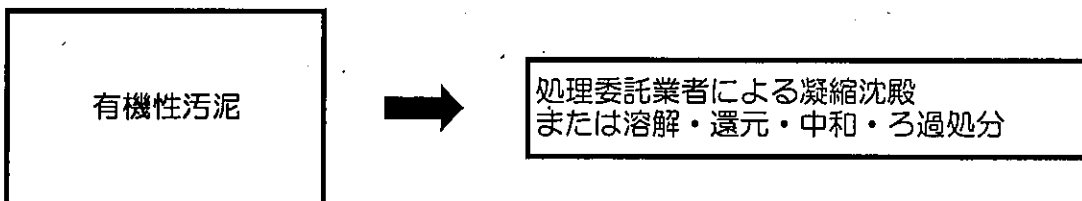
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

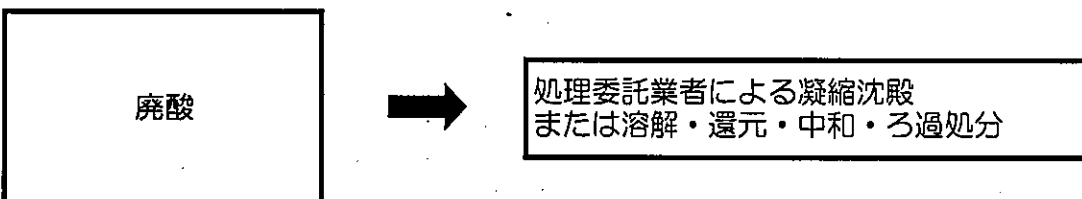
・医療行為



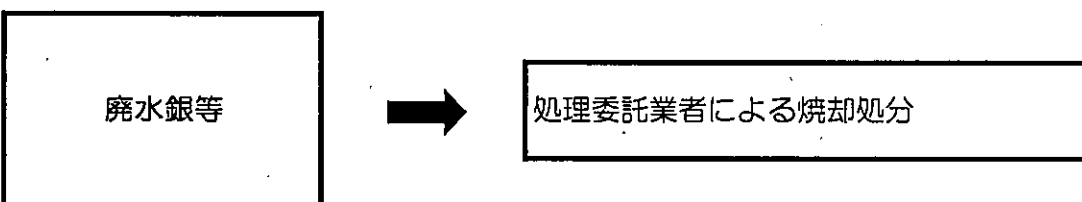
・不用試薬の廃棄



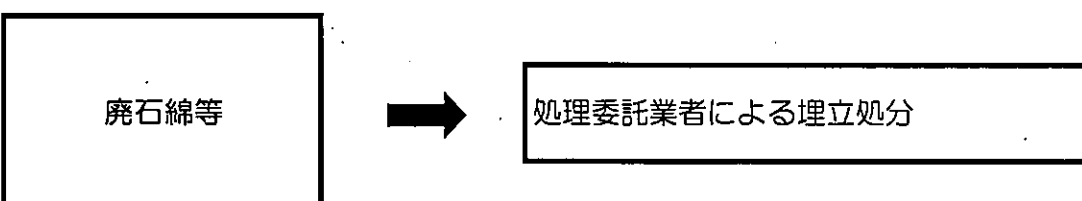
・実験による廃液



・実験機器等の廃棄



・実験機器の廃棄



別紙・管理体制図

令和5年4月1日

特別管理産業
廃棄物管理責任者（病院長）
（感染性廃棄物）
特別管理産業
廃棄物管理責任者
（感染性廃棄物を除く）

都道府県等
廃棄物担当
部局
（保健所）
出雲保健所環境保全課長
TEL21-1197

感染対策委員会
委員長
（副病院長（安全管理担当））

清掃・回収運搬
発会 総括 事務課
計

院内清掃・回収
運搬業者

感染性医療廃棄物区域管理責任者	外来1階 外来2階 外来3階	C病棟5階
		C病棟6階
		C病棟7階
	A病棟3階	C病棟8階
	A病棟4階	C病棟9階
	A病棟5階	光学医療診療部
	A病棟6階	放射線部
	A病棟7階	血液浄化治療部
	A病棟8階	検査部・輸血部 ・病理部
	B病棟3階	手術部
	B病棟4階	救命救急センター （外来）
	B病棟5階	薬剤部
	B病棟6階	材料部
	B病棟7階	剖検室
	B病棟8階	リハビリテーション部
		集中治療部
		救命救急センター病棟
		HCU
		多用途型トリアージスペース

【単位：t】

特別管理産業廃棄物の種類			感染性産業廃棄物	有機性汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃水銀等	廃石膏等	計
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	①現状	特別管理産業廃棄物排出量	370.412	0	3.083	0.137	0.007	0	0	373.639
	②計画	特別管理産業廃棄物排出量	286.449	0	1.548	0.137	0.007	0	0	288.141
自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項	①現状	自ら再利用を行った特別管理産業廃棄物の量	(令和3年・4年度実績より算出) ・3年度>4年度の場合 →4年度の量値を使用 ・3年度<4年度の場合 →前2年の平均値を使用							
	②計画	自ら再利用を行う特別管理産業廃棄物の量								
※自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項	①現状	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—	—	—	—	—	—	—
		自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	72.769	0	0	0	0	0	0	72.769
	②計画	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—	—	—	—	—	—	—
		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項	①現状	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	—	—	—	—	—	—	—	—
	②計画	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	—	—	—	—	—	—	—	—
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項	①現状	全処理委託量	297.643	0	3.083	0.137	0.007	0	0	300.870
		優良認定処理業者への処理委託量	297.643	0	3.083	0.137	0.007	0	0	300.87
		再生利用業者への処理委託量	—	—	—	—	—	—	—	—
		認定熱回収業者への処理委託量	—	—	—	—	—	—	—	—
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—	—	—	—	—	—	—
	②計画	全処理委託量	286.449	0	1.5475	0.137	0.007	0	0	288.1405
		優良認定処理業者への処理委託量	286.449	0	1.5475	0.137	0.007	0	0	288.1405
		再生利用業者への処理委託量	—	—	—	—	—	—	—	—
		認定熱回収業者への処理委託量	—	—	—	—	—	—	—	—
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—	—	—	—	—	—	—

※「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項-②計画-自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量」については、令和4年10月以降焼却による処分が行えないことから、計画値を0としている。